

狭山市駅西口市民広場利用許可に伴う注意事項

市民広場の利用許可を受ける方は、必ず狭山市駅西口市民広場条例及び狭山市駅西口市民広場管理規則並びにこの利用許可に伴う注意事項を遵守してください。

1 利用全般事項

- ① 行為に必要なテント、机、イス、その他物品類は、申請者が用意すること。
- ② 行為に伴い、市民広場に備え付けの電源（100V：15A）、水道（散水栓）を利用する場合には、予め申請するとともに、利用当日に電気・水道施設の鍵を市民広場管理者から借り受け利用終了後に速やかに返却すること。また利用後に、利用時間に応じた電気代・水道代の実費を負担すること。
※ 水道代は、1蛇口につき1日100円、電気代は、1コンセントにつき1時間50円のご利用代金（実費）を徴収いたします。
例：1日2蛇口と、コンセントを3か所それぞれ5時間利用した場合は、水道代は2蛇口×100円で200円、電気代は3コンセント×50円×5時間で750円、合計950円となります。
- ③ 近隣住民や周辺施設利用者、及び通行人に迷惑をかける行為、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- ④ 歩行者用の通路・スロープは必ず確保すること。
- ⑤ 資材・機材、販売用物品、展示品、貴重品類等は、申請者の責任において管理すること。
- ⑥ 来場者や通行人に対して危険を及ぼすおそれのある行為はしないこと。なお、開催中に発生した事故については、申請者の責任において処理すること。
- ⑦ 市民広場内は喫煙することはできないため、来場者への周知を図ること。
- ⑧ 市民広場には、専用の駐車場・駐輪場はないことから、来場を呼びかける場合には電車・バスなどの公共交通機関を利用するよう周知を図ること。また、来場者が多数見込まれる場合には周辺の誘導案内をする担当者をおくこと。
- ⑨ 市民広場には、使用許可を受けた物品類以外の危険物は持ち込まないこと。
- ⑩ 行為の終了後は、ごみの後片付けに十分注意し、必ず持ち帰ること。
- ⑪ 行為の終了後は、市民広場を使用前の状態に回復すること。
- ⑫ 行為の終了後は、速やかに「狭山市駅西口市民広場利用報告書」を市民広場管理者へ提出すること。

2 利用に伴う個別事項

○テント・シート類を使用するとき

- ① 突風などで飛ばされないよう必要な措置を講ずること。
- ② テント類を使用して翌日も催事等を開催するときは、終了後から翌日の開催時まで無人となるため、テント脚部を折りたたむ等突風などで飛ばされないよう措置を講ずること。

○看板類、横断幕、ポスター、チラシ類を掲示するとき

- ① 看板類及び横断幕は、樹木に取り付けけないこと。支柱を立てる場合には植栽・芝生への支障がないように注意すること。また、風で飛ばされないよう措置を講ずること。
- ② 看板類及び横断幕は、周囲の景観に配慮した、色彩・大きさとすること。

○火気を使用するとき

- ① 水バケツや消火器等の消火器材を用意すること。
- ② 火気の側に燃えやすいものを置かないこと。
- ③ 翌日も引き続き催事等を開催するときは、ガスボンベや薪炭類等の危険物は、広場に放置せず一旦持ち帰ること。
- ④ 官公署へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。

○音響機器、照明器具等を使用するとき

- ① 近隣住民や周辺施設の利用者に配慮した音量及び照度とし、苦情が寄せられたときは速やかに対処すること。

○模擬店等を行うとき

- ① 模擬店等で食品を扱う場合は、衛生面に特に注意を払うこと。
- ② 官公署へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。

令和5年10月

市民広場管理者 狭山市駅西口市民広場指定管理者

連絡先 市民センター総合案内

電話 04-2954-2111 FAX 04-2937-3616

Eメール sky-t-uketuke@convention.co.jp

※問合せ日時 午前8時から午後9時30分まで（12月29日から1月3日を除く）